

## 富山市都市マスタープラン策定会議設置要綱

### (設置)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2の規定に基づき、富山市の都市計画に関する基本的な方針となる都市マスタープランの策定に関し必要な事項を協議することを目的に、富山市都市マスタープラン策定会議(以下「策定会議」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 策定会議は、次の各号に掲げる事項について所掌する。

- (1) 都市マスタープラン策定に関すること。
- (2) 都市計画の課題に関すること。
- (3) そのほか第1条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 策定会議は、別表第1に掲げる委員をもって組織する。

### (会長)

第4条 策定会議には会長1名を置く。

- 2 会長には活力都市創造部次長を充てる。
- 3 会長は、策定会議を代表して、会務を総理する。

### (会議)

第5条 策定会議の会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、議事に関係のあるものの出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

### (代理人の出席)

第6条 策定会議に出席することができない委員については、代理人の出席を認める。

### (庶務・事務局)

第7条 策定会議の庶務および、事務局は、活力都市創造部都市計画課において処理する。

### (解散)

第8条 第1条に掲げる目的を達成した時は、策定会議を解散する。

### (雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定会議の運営その他必要な事項は、会長が策定会議に諮って定める。

### 附 則

この要綱は、令和5年12月12日から施行する。

別表第1（第3条関係）

企画管理部次長、財務部次長、防災危機管理部次長、福祉保健部次長、こども家庭部次長、市民生活部次長、環境部次長、商工労働部次長、農林水産部次長、活力都市創造部次長、建設部次長、農業委員会事務局次長、教育委員会事務局次長、上下水道局次長、消防局次長、病院事業局管理部次長